大阪市北区梅田二番二―一〇〇号大阪駅前第二ビル一階、京橋店　大阪府大阪市都島区東野田町五―二―三〇、天王寺店　大阪府大阪市天王寺区堀越町一六番九号、南海難波東口店　大阪府大阪市中央区難波千日前一二番二八号大阪難波ビル五階、奈良店　奈良県奈良市上三条町二七番地一、近鉄難波店　大阪府大阪市中央区難波三―五―八三栄御堂筋ビル二階、ＪＲ和歌山駅前店　和歌山県和歌山市美園町五丁目一―七、堺市役所前店　大阪府堺市堺区中瓦町二丁一番一五号エスト瓦町ビルディング二階二〇二号、十三西口店　大阪府大阪市淀川区十三本町二丁目一―二〇、阪神尼崎店　兵庫県尼崎市神田中通二丁目二七番地、三宮駅前店　兵庫県神戸市中央区北長狭通一丁目二―二、姫路店　兵庫県姫路市駅前町三四一番地、明石店　兵庫県明石市大明石町一―七―四、岡山駅前店　岡山県岡山市北区本町一番六号第二相互ビル三階、鳥取店　鳥取県鳥取市栄町七〇七番二、広島駅前店　広島県広島市南区大須賀町一三番六号加藤ビル一階、横川店　広島県広島市西区横川町三丁目一二番一八号、松江くにびき店　島根県松江市学園南二丁目二番七号、宇部中央店　山口県宇部市相生町九番一一号、高松瓦町店　香川県高松市常磐町一丁目四番地九、徳島駅前店　徳島県徳島市寺島本町西一丁目六一番地四、はりまや橋店　高知県高知市はりまや町一丁目三―一五、松山市駅店　愛媛県松山市湊町五丁目三―四、小倉京町店　福岡県北九州市小倉北区京町二丁目七番一三号、博多駅前店　福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目二番一号、西新店　福岡県福岡市早良区西新四丁目九―三八、久留米店　福岡県久留米市東町三九番地一二、佐賀店　佐賀県佐賀市駅南本町五番五号サンシャイン日之出ビル二階、長崎駅前店　長崎県長崎市大黒町七番一八号、下通り店　熊本県熊本市手取本町五番一七号、宮崎店　宮崎県宮崎市橘通東三丁目四番一号、大分駅前店　大分県大分市金池町二丁目一番一〇号、天文館店　鹿児島県鹿児島市東千石町一四番一号、那覇店　沖縄県那覇市泉崎一丁目一一番一号、泡瀬店　沖縄県沖縄市泡瀬四丁目一二―一一、コンタクトセンター西日本　滋賀県草津市西大路町一番一号、コンタクトセンター東日本　東京都多摩市永山二丁目一番九号、新宿南口店　東京都新宿区西新宿一丁目一八番二号新宿第一〇大京ビル四階、個品割賦店　東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝日比谷ビル九階、提携カード管理店　東京都千代田区有楽町一丁目二番二号東宝日比谷ビル九階

三、登録番号　近第五七号
登録年月日　平成十一年十一月三十日
登録削除年月日　平成二十二年五月三十一日
四、営業保証金の額　金五百三十五万円
五、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三において準用する同法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書三通を近畿経済産業局長に提出すること。
六、前号の申出書の提出がないときは、第四号の保証金は取戻される。
平成二十二年七月十六日
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町三八
アイフル株式会社
代表取締役　福田　吉孝

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一、保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社ヘッドオフィス・デルタヒム　東京都港区虎ノ門五丁目三番一四号日産研会館二〇二号
二、保証金の額　金三十万円
三、前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四、前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
平成二十二年七月十六日
東京都港区虎ノ門五丁目三番一四号日産研会館二〇二号
株式会社ヘッドオフィス・デルタヒム
代表取締役　村上　君雄

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成 22 年 7 月 16 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①池田建設株式会社　②東京都知事(1)87329　③代表取締役　並木忠雄　④東京都新宿区新宿二丁目15番28号703号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿二丁目15番28号703号　池田建設株式会社　代表取締役　並木忠雄

①東急リロケーション株式会社　②国土交通大臣(4)5094　③代表取締役　鎌野哲朗　④東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区道玄坂一丁目９番５号　東急リロケーション株式会社　代表取締役　鎌野哲朗

①ウインズホーム　②東京都知事(1)91688　③久保啓　④東京都葛飾区西亀有四丁目22番５号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区西亀有四丁目22番５号　ウインズホーム　久保啓

①大野興業株式会社　②東京都知事(3)7308　③代表取締役　森章　④東京都中央区京橋一丁目19番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門二丁目３番17号　森トラスト株式会社　代表取締役　森章

①リスト株式会社　②国土交通大臣(2)6130　③代表取締役　北見尚之　④横浜市中区尾上町四丁目47番地　廃止した従たる事務所　横浜市旭区二俣川二丁目56番地　横浜市青葉区あざみ野一丁目10番地５　横浜市鶴見区豊岡町二丁目２番地　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦横浜市中区尾上町四丁目47番地　リスト株式会社　代表取締役　北見尚之

①旭地所株式会社　②大阪府知事(2)6696　③代表取締役　中川明示　④大阪市北区梅田１丁目３番１－B200号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市北区梅田１丁目３番１－B200号　旭地所株式会社　代表取締役　中川明示

①株式会社ナガクリエイト　②兵庫県知事(2)10735　③代表取締役　徳永一好　④神戸市北区幸陽町３－25－１　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦神戸市北区幸陽町３－25－１　株式会社ナガクリエイト　代表取締役　徳永一好